

2020年5月8日

各 位

会社名 日本製鉄株式会社  
代表者名 代表取締役社長 橋本 英二  
(コード番号 5401 東証一部、名証一部、福証、札証)  
問合せ先 広報センター所長 有田 進之介  
(TEL 03-6867-2135、2146、2977、3419)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、本年6月24日に開催予定の第96回定時株主総会に定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

#### 記

#### 1. 定款変更の目的

当社は、本年2月7日付「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」にて公表いたしましたとおり、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行することといたしました。

これに伴い、監査等委員会設置会社に移行するため、定款の一部を次のとおり変更するものであります。

- (1) 「監査等委員会」を置くことその他「監査等委員会」に関する規定を新設し、併せて、「監査役」「監査役会」に関する規定を削除するものであります(変更後の定款案第4条、第29条から第31条まで並びに現行定款第20条、第22条、第26条から第29条まで及び第32条)。
- (2) 監査等委員である取締役の員数、選任方法、任期、報酬等の決定方法に関する規定を新設するものであります(変更後の定款案第16条、第17条第2項、第18条及び第19条)。
- (3) 取締役会の決議によって重要な業務執行(会社法第399条の13第5項各号に定める事項を除きます。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる旨の規定を新設するものであります(変更後の定款案第25条)。
- (4) 上記に伴い、関連する規定の修正・削除、条数の変更その他所要の変更を行うものであります(変更後の定款案第20条、第21条及び附則第1条並びに現行定款第34条)。

## 2. 定款変更の内容

定款変更の内容は、別紙のとおりです。

## 3. 日程（予定）

定款変更のための株主総会開催日	2020年6月24日（水曜日）
定款変更の効力発生日	2020年6月24日（水曜日）

以 上

(下線部分が変更部分です。)

現行定款	変更後の定款案
<p style="text-align: center;"><b>第 1 章 総 則</b></p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>第4条 (略)</p> <p style="text-align: center;"><b>第 2 章 株 式</b></p> <p>第5条～第8条 (略)</p> <p style="text-align: center;"><b>第 3 章 株 主 総 会</b></p> <p>第9条～第14条 (略)</p> <p style="text-align: center;"><b>第 4 章 取締役及び取締役会</b></p> <p>第15条 本会社は、20名以内の取締役及び取締役会を置く。 (新設)</p> <p>第16条 取締役を選任する株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。 (新設)</p> <p>2. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第 1 章 総 則</b></p> <p>第4条 本会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 <u>(1) 取締役会</u> <u>(2) 監査等委員会</u> <u>(3) 会計監査人</u></p> <p>第5条 (同左)</p> <p style="text-align: center;"><b>第 2 章 株 式</b></p> <p>第6条～第9条 (同左)</p> <p style="text-align: center;"><b>第 3 章 株 主 総 会</b></p> <p>第10条～第15条 (同左)</p> <p style="text-align: center;"><b>第 4 章 取締役及び取締役会</b></p> <p>第16条 本会社の取締役は、20名以内とする。 <u>2. 取締役のうち、監査等委員である取締役は、7名以内とする。</u></p> <p>第17条 取締役を選任する株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。 <u>2. 取締役の選任は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して行う。</u> <u>3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</u></p>

現行定款	変更後の定款案
<p>第17条 取締役の任期は、選任後最初に開催される定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>第18条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後最初に開催される定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>
<p>第18条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として本会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(新設)</p>	<p>第19条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として本会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定める。</u></p> <p>第20条 <u>取締役会は、その決議によって、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から代表取締役を選ぶ。</u></p>
<p>第19条 取締役会は、その決議によって、取締役の中から会長及び社長各1名を選ぶことができる。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって、取締役の中から副会長、副社長及び常務を選ぶことができる。</p>	<p>第21条 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から会長及び社長各1名を選ぶことができる。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から副会長、副社長及び常務を選ぶことができる。</p>
<p>第20条 取締役会を招集するには、各取締役及び各監査役に対して会日の3日前までに通知を発する。但し、緊急の場合には、この期間を</p>	<p>第22条 取締役会を招集するには、各取締役に対して会日の3日前までに通知を発する。但し、緊急の場合には、この期間を短縮すること</p>

現行定款	変更後の定款案
<p>短縮することができる。</p> <p>第21条 (略)</p> <p>第22条 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該事項について議決に加わることができる取締役の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>但し、監査役が当該提案について異議を述べたときはこの限りではない。</u></p> <p>(新設)</p> <p>第23条～第25条 (略)</p>	<p>ができる。</p> <p>第23条 (同左)</p> <p>第24条 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該事項について議決に加わることができる取締役の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>第25条 <u>本会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行(同条第5項各号に定める事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>第26条～第28条 (同左)</p>
<p><b>第 5 章 監査役及び監査役会</b></p> <p>第26条 <u>本会社は、7名以内の監査役及び監査役会を置く。</u></p> <p>第27条 <u>監査役を選任する株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>第28条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>第29条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の</u></p>	<p><b>第 5 章 監査等委員会</b></p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p>

現行定款	変更後の定款案
<p><u>決議によって定める。</u></p> <p>第<u>30</u>条 (新設)</p> <p>監査役会は、その決議によつて、監査役の中から<u>常任監査役</u>を選ぶことができる。</p> <p>第<u>31</u>条 監査役会を招集するには、各監査役に対して会日の3日前までに通知を発する。但し、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>第<u>32</u>条 本会社は、法令の定めるところに従い、取締役会の決議によつて、監査役の責任を免除することができる。</p> <p>2. 本会社は、法令の定めるところに従い、監査役との間で、当該監査役の責任につき、<u>2,000万円以上であらかじめ本会社が定めた額と会社法第425条第1項各号に定める額の合計額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を締結することができる。</u></p> <p>第<u>33</u>条 監査役会に関する事項は、本定款のほか、<u>監査役会</u>において定める<u>監査役会規程</u>による。</p>	<p>第<u>29</u>条 <u>監査等委員会</u>は、その決議によつて、<u>監査等委員の中から常勤の監査等委員</u>を選ぶ。</p> <p>2. <u>監査等委員会</u>は、その決議によつて、<u>監査等委員の中から常任監査等委員</u>を選ぶことができる。</p> <p>第<u>30</u>条 <u>監査等委員会</u>を招集するには、各<u>監査等委員</u>に対して会日の3日前までに通知を発する。但し、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>(削る)</p> <p>第<u>31</u>条 <u>監査等委員会</u>に関する事項は、本定款のほか、<u>監査等委員会</u>において定める<u>監査等委員会規程</u>による。</p>
<p><b>第 6 章 会計監査人</b></p> <p>第<u>34</u>条 本会社は、<u>会計監査人</u>を置く。</p>	<p>(削る)</p> <p>(削る)</p>
<p><b>第 7 章 計算等</b></p> <p>第<u>35</u>条～第<u>38</u>条 (略)</p>	<p><b>第 6 章 計算等</b></p> <p>第<u>32</u>条～第<u>35</u>条 (同左)</p>

現行定款	変更後の定款案
(新設)	<p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p><u>第 1 条</u> 第 9 6 回定時株主総会の終結前に生じた監査役の会社法第 4 2 3 条第 1 項の責任の取締役会決議による免除については、同定時株主総会の決議による変更前の定款第 3 2 条第 1 項に定めるところによる。</p>